

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

(様式5)

最終更新日：令和3年3月

公益社団法人全日本アーチェリー連盟 スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

※当連盟の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。<https://www.archery.or.jp> <http://www.archery.or.jp/federation/>

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	<p>アーチェリー競技の普及と発展の羅針盤として2017年に「育成プログラム（ゴールドプラン）」・「タレントスカウトチーム（現：GA）事業計画」を策定、作成にあたっては理事にとどまらず、関係する部署の専門委員など幅広く意見を募った上で、2018年理事会に報告し、後にHPにて公開している。</p> <p>『中・長期計画（中期・長期ビジョンversion1）』という中長期基本計画を策定しており、当連盟のホームページにて公表している。</p> <p>この中期・長期ビジョンversion1作成にあたっては、作成検討委員会を指名し原案を作り、平成30年の第3回理事会にて説明、理事全員に公開し各地区の会員より幅広く意見を募り、その後の平成31年1月の第6回理事会にて全会一致で承認された。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・中・長期計画（中期・長期ビジョンversion1） ・育成プログラム（ゴールドプラン）」・「タレントスカウトチーム（現：GA）事業第6回理事会議事
2	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	<p>当連盟の専従は1名で、5人はパートとして勤務している。</p> <p>専従職員や専門的な職員採用については予算規模により難しいのが現実である。</p> <p>当連盟の組織構成は総務部・競技部・強化部・国際部・普及部の5部制で、職員配置でなく各部の担当役員が働きながら企画の立案と書類の作成等を行っているのが現状である。</p> <p>各部の体制を整備し、組織を強化するための取組として、役員への定期的な研修を実施する旨を掲げて業務を推進している。</p> <p>今後、若い人材の採用及び育成に関して方針を出す予定。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・定款 ・会費等の位置づけ及び会員等に関する規則 ・役員報酬規程 ・会費等の収入および経費負担についての確認事項 ・登録費等 ・給与規定 ・旅費規程 ・経理規程
3	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	<ul style="list-style-type: none"> ・事業年度ごとに事業計画書、収支予算書、資金調達の見込みについて理事会で審議・承認を行っている。 ・財務の健全性を確保した事業計画を内閣府に提出するとともに、HPで公表している。 <p>また、事業計画の策定に際しては、関係の役員からヒアリングを行って作成している。</p> <p>現在、年度末・年度初めの理事会で1年度財務報告に留まり、多年にわたる財務の健全性確保に関する計画を策定していない。</p> <p>たがって、総務委員会において策定する予定。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・定款 ・会費等の位置づけ及び会員等に関する規則 ・役員報酬規程 ・会費等の収入および経費負担についての確認事項 ・登録費等 ・給与規定 ・旅費規程 ・経理規程

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
4	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合(25%以上)及び女性理事の目標割合(40%以上)を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	・現状、理事役員数は19名で、外部理事の割合が約21%(4名)、女性理事の割合が約16%(3名)である。なお、学識経験者として就任した者に限り、当該者が加盟団体役員等の関係を有する場合であっても、当該者が有する高度な知見または専門性に期待し選任したものであり、加盟団体の関係性に期待して選任したものではないことから、都道府県区市町村加盟団体を有する統括団体としての性質上、外部理事に該当するものとして整理している。 ・女性理事の割合が低い要因として、定款の第6条に理事は、総会において次の各号に掲げるもののうちから、9人以上20人以内を選任する。 (1) 加盟団体の推薦を受けた者とあり、都道府県の推薦が必要で、各都道府県に対して女性の比率又は人数への定めが明記されていないため、女性推薦割合に影響している。 この点を解決し目標割合を達成するため、2023年3月末までには意見も募った上で、関係規程を検討する。	・役員名簿 理事・執行役員
5	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	当連盟には評議員については現在、その構成について定めた規程がない。 現状、統括団体として加盟団体からの代表者により審議は、社員総会として行っている。 今後、連盟の多様性の確保を図るために必要かについて検証し、2023年の社員総会で最終的な決定をする予定。	
6	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	・定款細則第10条に基づき、アスリート委員会を設置し、年1回開催している。 アスリート委員会はアスリート委員会規程において、「理事会に意見具申するとともに理事会の諮問に応じる」としている。 ・アスリート委員会の委員は選挙により選出されることとされており、多様性は確保している。選挙の時期は、アスリート委員会選手委員選出選挙規則の定めにより、毎年開催されている全日本ターゲットアーチリー選手権大会開会式の2月前までに告知され選挙管理委員会を設置、厳正な選挙を実施している。	・定款細則 ・アスリート委員会規定 ・アスリート委員会選手委員選出選挙規則 ・過去2年間議事録 ・名簿
7	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	・現状、9人以上20人以内と定款の定めにより、19名の理事により理事会を構成している。また、定款細則の定めにより、業務の遂行のため、任意の機関として執行役員を20名以内の範囲で選任することができるため、17名で構成し理事会の重要決議において出席を求め意思疎通と連帯強化を図っている。 ・機関決定を迅速に行うため、5部制(専門部)を設け、理事を複数名配置することを原則とし配置している。 総務・競技・強化・国際・普及部 理事会と各部との連携や意思疎通を円滑にさせる役割を担うとともに、理事会における質疑応答、議論に備えることとなり、理事による業務執行の監督上も、適切なガバナンス機能に寄与している。	・理事・執行役員名簿 ・各部会関係役員名簿一覧(構成図)

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
8	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	現状、役員定年制に関する定めとして「満70歳の誕生日をもって定年とする」と定めている。	・定款細則
9	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないように再任回数の上限を設けること	<p>現状では10年の在任期間を超える役員が数名存する。 2021年度の改選時から段階的に、ガバナンスコードの補足説明にある「激変緩和措置」の最終年度である2023年度の改選時に全面的に再任回数の上限を適用できるよう、加盟団体等の意見を聴取することも考慮に入れ、規程の整備に向けて検討を行う。</p> <p>【激変緩和措置（または例外措置）が適用される場合に記入】 現状では10年の在任期間を超える役員が数名存する。 2021年度の改選時から段階的に、ガバナンスコードの補足説明にある「激変緩和措置」の最終年度である2023年度の改選時に全面的に再任回数の上限を適用できるよう、加盟団体等の意見を聴取することも考慮に入れ、規程の整備に向けて検討を行う。 当連盟の会長職とIF（WA）の理事である場合に実績等に鑑み、特に重要な国際情報や競技力向上を始めとし有効な手段となるので激変緩和措置を考慮に入れて対応について検討を行う。</p>	なし ・原則2の激変緩和措置による。
10	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	役員を選定に関する規程を制定し、選考委員会にて役員候補者理事会にて説明し承認後、6月の社員総会に提案する。	役員を選定に関する規程
11	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	<ul style="list-style-type: none"> ・各種規程等を整備している。 ・倫理規定第3条により対象者を <ol style="list-style-type: none"> 1) 本連盟の会員（正会員、賛助会員、名誉会員。） 2) 加盟団体の会員（加盟団体の規約、会則で定める者。） 3) 本連盟の役員。 4) 本連盟「定款」第44条に規定する事務局職員（以下「職員」という。） 5) 本連盟の定める「登録及び登録料に関する規程」に基づいて本会に登録した会員（一般登録・指導者登録） <p>と定め、法令遵守及びその他の倫理ガイドラインや行動規範などの諸規程、並びに社会規範上の不適切な行為を行わない旨を禁則事項として記載し、同第8条で違反した際の処分等について定めている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・倫理規程 ・行動規範

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
12	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備 すべきである。	(2) その他組織運営に必要な 規程を整備すること ①法人の運営に関して必要と なる一般的な規程を整備して いるか	・定款をはじめ、各種規程等を整備している。	・定款、定款細則 ・会員の資格の得喪に関 する規則・就業規則 ・役・職員倫理規程 ・役員の位置づけ及び会 費等に関する規則 ・役職名・細則規程
13	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備 すべきである。	(2) その他組織運営に必要な 規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を 整備しているか	・各種規程等を整備している。	・個人情報保護規定 ・個人情報保護方針 ・通報制度運用規程
14	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備 すべきである。	(2) その他組織運営に必要な 規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関 する規程を整備しているか	役員・職員に関する「会費等の収入および経費負担についての確認事項」「役員等旅費規程」及び事務局職員の給与等に関する「報酬並びに費用に関する規程」を整備している。	・経理規程 ・会費等の収入および経 費負担についての確認事 項 ・役員の報酬並びに費用 に関する規程
15	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備 すべきである。	(2) その他組織運営に必要な 規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を 整備しているか	定款第7章(第37条)において資産および会計について定めている他、各規程を整備している	・定款 ・賞金等の取扱規程 ・経理規程
16	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備 すべきである。	(2) その他組織運営に必要な 規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための 規程を整備しているか	・公認審判員規程第11条において、登録料に関する規則を定めている。 ・加盟団体の会費等の位置づけ及び会費等に関する規則第2条において、加盟団体の年次分担金の納入に関する規則を定めている。 ・当連盟事業にご賛同賜り財政面でのご支援を受けるため「特定寄付金」制度を定めている。	・公認審判員規程 ・会費等の位置づけ及び 会費等に関する規則 ・賛助会員申込書・特定 寄付金申込書 ・年間オフィシャルスポ ンサーの募集シート
17	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備 すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理 的な選考に関する規程その他 選手の権利保護に関する規程 を整備すること	国際大会等に派遣する選手等は理事会において日本代表選手団編成方針に従い認定することとし、選考要項を含め承認している。 承認された選考会要項は全加盟団体宛てに送付、並びにHP公開している。 ・倫理規程・代表選手(ナショナルチーム)・強化指定選手・スタッフ等の行動規範と当連盟行動規範等を定め競技の向上と普及発展に寄与を求めている。 また、窓口通報制度等においてアスリートの権利保護に関する体制を整備している。	・倫理規程 ・代表選手・スタッフ等 の行動規範 ・全日本ア連盟行動規範 ・通報制度運用規程

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
18	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備 すべきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的 な選考に関する規程を整備す ること	・公認審判員規程を定め、認定制度（1級から3級資格）により技量の向上と公平性についての講習会を各都道府県 に求めている。 ・公認審判員規第3条から第5条にて審判業務役職分担を明確にし、単独采配の防止と平等な判定を確保している。	・公認審判員規程 ・全国指導者・審判 ルール研修会要項
19	[原則3] 組織運営等 に必要な規程を整備 すべきである。	(5) 相談内容に応じて適切な 弁護士への相談ルートを確認 するなど、専門家に日常的に 相談や問い合わせをできる体 制を確認すること	・弁護士、公認会計士、社会保険労務士からのサポートを日常的に得られる体制になっている。 ・定期的な財務等の専門的な監査・助言を受けるとともに、問題や懸念等がある場合には、いつでも相談できる体制 を整えている。 ・理事会や研修会を利用して、必要に応じて社会問題や法的知識を学ぶための専門講師による研修等を継続的に実施 している。	・顧問弁護士契約
20	[原則4] コンプライ アンス委員会を設置 すべきである。	(1) コンプライアンス委員会 を設置し運営すること	当連盟では、倫理委員会をコンプライアンスの要素も含めた委員会として招集し開催している。 通報制度運用規程や倫理規程では、規程の実効性を確保するため、当連盟内に必要に応じて倫理委員会を設置すると しており倫理委員会の役割や権限事項が明確に定められている。	・過去の倫理委員会議事 録
21	[原則4] コンプライ アンス委員会を設置 すべきである。	(2) コンプライアンス委員会 の構成員に弁護士、公認会計 士、学識経験者等の有識者を 配置すること	・倫理委員会の構成員には弁護士、学識経験者が含まれている。	・倫理委員会議事録
22	[原則5] コンプライ アンス強化のための 教育を実施すべきで ある	(1) NF役職員向けのコンプ ライアンス教育を実施するこ と	・一般会員規程・倫理規程・役・職員倫理規程において役員・職員法令遵守について定め、周知を行っている。当連 盟の組織概要・沿革、コンプライアンスを含む各種事業推進上の注意点などの研修を実施している。	・理事会次第
23	[原則5] コンプライ アンス強化のための 教育を実施すべきで ある	(2) 選手及び指導者向けのコ ンプライアンス教育を実施す ること	・毎年定期的にナショナルチーム選手・指導者に対してカリキュラムを導入し、コンプライアンスの内容に加えて、 スポーツ権、スポーツの意義と価値、スポーツの自治（ガバナンス）、スポーツのインテグリティ・倫理、暴力・ハ ラスメントの根絶、指導者の法的責任なども含めた内容で養成を行っている。	・選手、指導者向けコン プライアンス教育取り組 み実績一覧表 2018年～の資料
24	[原則5] コンプライ アンス強化のための 教育を実施すべきで ある	(3) 審判員向けのコンプライ アンス教育を実施すること	当連盟では年に1回は、全国指導者・審判ルール研修会を開催し、事例研究を含め競技規則の統一と判定についての 心得等の講習に取り組んでいる。	・全国指導者・審判 ルール研修会要項
25	[原則6] 法務、会計 等の体制を構築すべ きである	(1) 法律、税務、会計等の専 門家のサポートを日常的に受 けることができる体制を構築 すること	弁護士、公認会計士、コンサルタントからの日常的なサポートを受けられる体制は整備されている。 ・公認会計士とは定期的な財務等会計監査を含め専門的な助言を受けるとともに、疑問等がある場合には、いつでも 相談できる体制を整えている。 ・窓口通報や加盟団体等でのトラブルへの対処として弁護士といつでも相談できる体制を整えている。	・定款・顧問弁護士契約 書 ・会計士業務契約書

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
26	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	会計に関する取引を正確、迅速に処理し、財政状態及び正味財産増減並びにキャッシュフローの状況を報告すること、事業活動の計数的統制とその能率的運営を図るための規程を整備し、公正妥当と認められる公益法人会計の基準に基づき、業務を進めている。 ・当連盟の目的を理解し、その達成に向け尽力するに十分な識見と能力を満たしているものを内部監査委員として選任し、帳簿・証憑・各部での活動報告書・企画書と実施内容等に関する適切性に係る監査を受けている。	・定款、経理規程 ・会費等の収入および経費負担についての確認事項 ・役員の報酬並びに費用に関する規程
27	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	JSPOやJOCにおける要項などの定めに沿って、適切に処理し国費による補助金等に関して、監査法人等による実地検査を2016年に受け、特段の指摘は受けておらず、適切に運用している。 毎年、事業年度の事業計画、収支予算書及び決算等を記載した書類を行政庁に提出しその処理方法に係る監査を受けている。 倫理規程第5条第8項の禁則事項、及び役・職員倫理規程第4条4項において補助金・助成金の処理に関する不正を禁じ、違反した場合には懲戒処分の対象としている。	・倫理規程 ・役・職員倫理規程
28	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	法令上求められている貸借対照表、正味財産増減計算書、補助金内訳表のほか、事業計画書、定款、社員名簿、役員名簿、をHPで開示している。 決算報告書類は備置書類として事務所内に保存し閲覧できようになっている 財務関係 http://www.archery.or.jp/federation/finance/ 各種規程等 http://www.archery.or.jp/federation/	当連盟ホームページ http://www.archery.or.jp/
29	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	国内各種大会出場選手選考や国際大会代表選手選考に関わる要項は実施する前に加盟団体に通達しHPで開示している。 大会について http://www.archery.or.jp/competition/ 東京オリンピックについて http://www.archery.or.jp/sports/archery/olympic/	当連盟ホームページ
30	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	情報公開に関する規則に従い、ガバナンスコードの遵守状況の公開に向けて当連盟HPを利用し開示していく。	連盟ホームページ
31	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	役・職員倫理規程第4条3項において「役・職員は、日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその他地位を利用して自己の利益を図ることや斡旋・強要をしてはならない。」とし、5項において、「役・職員は、自らの社会的な立場を認識して、常に自らを厳しく律し、当連盟の信頼を確保するよう責任ある行動を取らなければならない。」としている。 また、倫理ガイドラインの「6：不適切な経理処理に起因する事項について」贈収賄行為を含む金銭面に関する不正行為を戒めている。	・役・職員倫理規程 ・倫理規程 ・倫理ガイドライン

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
32	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	利益相反ポリシー等を盛り込んだ規程について整理し検討する。	
33	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	当連盟登録会員・加盟団体の役職員等が利用できる通報相談窓口を設置し、HPや民間機関誌・大会プログラム等において周知を行っている。 通報窓口を3か所設置し周知している。(連盟事務局内・男性窓口1名・女性窓口1名) 通報制度運用規程の第10条通報者等の保護・第11条個人情報の保護において不利益な取り扱いを禁じている。 さらなる機能性・効率性について改善を図るため検討を続けてより一層の充実を図ることとしている。	・通報制度運用規程 ・通報の対応手順
34	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	通報制度の窓口2か所について第三者に委託し、現在「司法書士事務所」・「社会保険労務士事務所」に開設している。 通報内容を処理する倫理委員会は弁護士、学識経験者がメンバーに含まれている。	・通報窓口一覧 ・倫理委員会開催通知
35	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	役・職員倫理規程第6条・倫理規程第7条において、役職員・会員が違反した場合の調査・処分等の手続きを定め関連する諸規程を作成し、当連盟のHPに掲載し周知を行っている。 また、処分結果の通知・不服申立等の告知手続きに関して、倫理規定第12条不服申し立てを定めている。処分審査を行うにあたって処分者に対し、弁明の機会を設けること、また処分結果の通知方法についても定めている。	・倫理規程 ・役・職員倫理規程
36	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	処分審査を行う倫理委員会には、弁護士、学識経験者のメンバーが含まれ、中立性及び専門性の確保に留意している。 倫理規程の別表1「倫理規程の運用に関する細則(倫理委員会の委員の構成)」によりメンバーを明記。	・倫理規程
37	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	平成25年3月9日理事会において、当連盟が決定する事項に対して会員が不服申し立てを行う場合は、日本スポーツ仲裁機構の規則に従った仲裁または調停により解決されることとするを決議している。 倫理規程第13条において「不服の申し立てを受けてからは、1ヶ月以内に第三者が参加する倫理委員会を設置して再審理を行い、理事会は再審理倫理委員会の意見具申を受けて決定する。なお不服の場合は、一般会員規程第12条により日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に従って行う仲裁により解決されるものとする」と定め、HPで公開している。	・倫理規程 ・一般会員規程
38	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	当連盟では、処分における書面通知において、処分に対して、事実と相違する等、処分対象者の言い分(不服を申し立て)ができる旨を明記している。	・処分通知書類

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
39	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	競技の特性上、安全管理を重点に、会員のマナーと危機管理を作成しHPで公開している。 アーチェリーの危険性を常に認識し事故防止と活動中発生した危機に対する具体的対応について定めている。	・会員のマナーと危機管理
40	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	不祥事は倫理委員会規程・役職員倫理規定を厳守しない場合とし、不祥事が発生または発覚した場合は、倫理委員会規程第6条・第7条・役職員倫理規程第6条により倫理委員会が対応する。 定の緊急事態が発生した場合への備えとして、リスク管理規程（仮称）の検討する。	倫理委員会規程 特 役・職員倫理規程
41	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会 は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	過去4年間において、当連盟内不祥事に伴う外部調査委員会は設置していない。 外部調査委員会を設置する場合は審査項目に記載されている委員の構成を参考とし対応したい。	倫理委員会規程 役・職員倫理規程
42	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	2年に1回全加盟団体の事務局担当者を招集して安全管理や暴力行為廃絶・コンプライアンスや組織運営に関する情報提供を行い、質疑応答への対応を行っている。 運営強化や審判力向上に向け年に1回研修会を開催、要望や必要に応じて講師を派遣する等の支援を行っている。	・事務局会議開催文 ・審判会議開催文
43	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	42項の説明による 全国指導者研修会を毎年11月頃実施し、指導技能の向上と事故防止・コンプライアンス等の研修会を開催している。	・全国指導者研修会案内